

高知市市民活動サポートセンター指定管理者募集要項

1 対象施設の概要

(1) 名称

高知市市民活動サポートセンター（以下「センター」という。）

(2) 所在地

高知市鷹匠町二丁目 1 番 43 号 高知市役所たかじょう庁舎 2 階

(3) 設置目的

市民が行う自由で営利を目的としない社会貢献活動及び市民活動を通じた市民の交流の場を設けることで、市民活動を支援するとともに、その健全な発展を促進するため

(4) 施設概要

構 造 鉄筋コンクリート造り 6 階建の 2 階一部

延床面積 213 m²

施設内容 大会議室、小会議室、作業室、フリースペース、事務所スペース

駐車場なし

その他詳細は、別添「高知市市民活動サポートセンター平面図」を参照のこと

2 指定期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までの 5 年間の予定

3 指定管理者に代行させる業務等の範囲

高知市市民活動サポートセンター条例（平成 11 年条例第 18 号。以下「条例」という。）第 5 条に規定する以下の業務（以下「指定管理業務」という。）です。詳細は別添「高知市市民活動サポートセンター指定管理者仕様書」のとおりです。

＜参考 高知市市民活動サポートセンター条例（平成11年条例第18号）を抜粋＞

（指定管理者が行う業務）

第 5 条 前条第 1 項の規定に基づき指定管理者が管理を行う場合において、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) センターの施設又は設備の利用の許可に関する業務

(2) センターの維持管理に関する業務

(3) 第 3 条の事業に関する業務

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、第 1 条の設置目的を達成するために市長が必要と認める業務

(事業)

第3条 センターは、まちづくりの活動その他の市民活動を支援するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 会議室等施設の利用提供に関すること。
- (2) 市民活動に係る案内及び相談に関すること。
- (3) 市民活動に係る情報の収集及び提供に関すること。
- (4) 市民活動に係る広報及び市民活動を促進するための啓発に関すること。
- (5) 市民活動に係る人材の育成に関すること。
- (6) 市民活動に係る調査及び研究に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、第1条の設置目的を達成するために必要な事業

4 指定管理料

(1) 指定管理料

上記に定める指定期間における各年度の管理運営業務に係る費用の参考価格は以下のとおりです。(消費税及び地方消費税、事業所税その他一切の経費を含む。)

(単位：千円)

	1年目 (R9年度)	2年目 (R10年度)	3年目 (R11年度)	4年目 (R12年度)	5年目 (R13年度)	5か年合計
令和9～13年度	24,930	25,430	25,930	26,430	26,930	129,650

提案された指定管理料がこの参考価格を上回っている場合は、指定候補者として選定しない場合があります。

指定管理料の提案額の算定に当たっては、消費税及び地方消費税の税率を現行税率(10%)で計算してください。

なお、各年度の指定管理料は、予算案の議決を経て決定するものであり、提案される指定管理料は、指定候補者を選定する上での参考資料として使用するものです。各年度の指定管理料を保証するものではありません。

また、指定期間中に高知市が条例に定める使用料を改定した場合は、高知市の承認を得た上で、使用料を変更できるものとします。

(2) 指定管理料の支払

各年度の指定管理料は、年度ごとに協定を締結し、当該協定で定める支払い方法により支払います。

5 利用料金

(1) 利用料金の設定

指定管理者は、利用料金を条例第13条第3項の規定により高知市の承認を得て条例に定める範囲内で自らの責任において決定し、条例第13条第1項の規定により自らの収入として収受します。

(2) 利用料金の減免

条例第13条第4項において準用する条例第12条第1項の規定に基づき利用料金を減

免し、又は免除する場合は、高知市市民活動サポートセンター条例施行規則（平成 11 年規則第 41 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定によるものとします。

6 自主事業の実施

条例第 5 条の規定に基づき自主的に事業を行い、料金を定める場合は、高知市の承認を得て、自らの責任において決定し、自らの収入として収受します。

7 申請資格

(1) 特定非営利活動法人（以下「団体等」という。）であって、高知市内に主たる事務所を有し、特定非営利活動促進法別表第 19 号に定める種類の活動を行う団体等で、指定期間中、安全かつ円滑に高知市市民活動サポートセンターを管理運営できる団体であること。なお、申請時点で、本市内に本社、本店等主たる事務所、支社又は営業所等を有していない団体等であっても、高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成 17 年規則第 126 号）第 5 条に規定する高知市公の施設に係る指定管理者指定通知書に記載する通知日（指定管理者の指定に関する議案の議決日から 2 週間程度。以下「指定管理者指定通知日」という。）から 2 か月以内に設置（本社、本店等主たる事務所の本市への移転を含む。）できる団体等であれば申請可能とします。

(2) 次のいずれかに該当する団体等は、申請できない。また、協定締結までの期間に該当することとなった場合は、指定管理者としての資格を喪失したものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により、本市の一般競争入札等の参加を制限されている団体等

イ 高知市から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から 1 年を経過しない団体等

ウ 高知市から指定管理者の業務の全部又は一部を停止され、停止期間満了の日から 6 か月を経過しない団体等

エ 税（国税（法人税及び消費税）、高知県税及び高知市税（高知市に事業所を設置していない事業所は、本店の届出をしている自治体の税）を滞納している団体等

オ 法人以外の団体にあつては、団体等の代表者が、税を滞納している団体等

カ 手形又は銀行取引停止処分がなされ、又は支払停止事由が発生し、これが改善していない団体等

キ 差押、仮差押又は仮処分がなされ、これが解消していない団体等

ク 破産、会社整理又は特別清算その他倒産等に関する法律の手続について申立て（債権者が申立てを行った場合を除く。5 (2) ケにおいて同じ。）がなされた団体等

ケ 会社更生又は民事再生の手続について申立てがなされ、この手続が終了していない団体等

コ 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等を取り消され、その取消しの日から 1 年を経過しない団体等

サ 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等の停止処分を受け、又はその停止期間満了の日から 3 か月を経過しない団体等

シ 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から指導を受け、その状況が改善していない団体等

ス 次に掲げる者が、支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準ずべき地位に就任し、又は、実質的に経営等に関与している団体等

(7) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員をいう。）

(4) 高知市議会議員及び高知市長

セ 公募説明会及び施設見学に参加しなかった団体等

8 公募及び選定スケジュール

公募及び選定のスケジュールは、以下のとおりです。

(1) 募集要項の配布期間	令和8年7月22日（水）～8月19日（水）
(2) 公募説明会及び施設見学	令和8年8月20日（木）
(3) 質問書提出期間	令和8年8月20日（木）～8月26日（水）
(4) 質問に対する回答	令和8年9月2日（水）
(5) 申請書の提出期間	令和8年9月3日（木）～10月8日（木）
(6) 書類審査	令和8年10月9日（金）～10月16日（金）
(7) 高知市指定管理者審査委員会（以下「審査委員会」という。）による審査	令和8年10月中旬～11月上旬（予定）
(8) 選定結果の通知	令和8年11月上旬（予定）
(9) 議会提案	令和8年12月議会
(10) 指定管理者の指定及び指定通知	令和8年12月定例市議会議決により指定、議決日から2週間程度で通知
(11) 管理運営業務の詳細について協議	令和9年1月上旬～

※ 審査委員会は、申請者の採点及び順位付けを行うのが主な役割です。市は、審査結果を踏まえ、指定候補者（指定管理者として指定すべく市議会に提案する団体等）を選定します。指定管理者の指定は、議会の議決を要しますので、議決が得られて正式決定となり、それまでは指定候補者として扱われます。

9 募集要項等の配布

(1) 配布方法

窓口にて配布します。窓口に来所することが難しい場合は、高知市ホームページからダウンロードしてください。郵送による配布は行いません。

ア 配布期間 令和8年7月22日（水）～8月19日（水）

ただし、窓口配布は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）を除きます。

イ 窓口配布時間 午前9時～正午、午後1時～午後4時30分

- ウ 配布場所 高知市市民協働部地域コミュニティ推進課
〒780-8571
高知市鷹匠町二丁目1番43号 たかじょう庁舎2階
電話番号 088-823-9080
FAX番号 088-824-9794
- エ 高知市ホームページアドレス
<http://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/21/saposen08.html>

(2) 配布資料

- ア 高知市市民活動サポートセンター指定管理者募集要項
- イ 施設概要書（パンフレット）及び施設平面図
- ウ 高知市市民活動サポートセンター指定管理者仕様書
- エ 高知市市民活動サポートセンター事業実績資料
- オ 高知市市民活動サポートセンター管理運営に関する基本協定書（案）
- カ 高知市市民活動サポートセンター管理運営に関する年度協定書（案）
- キ 高知市市民活動サポートセンター指定管理に係るリスク分担表（以下「リスク分担表」という。）
- ク 高知市市民活動サポートセンター指定管理者選定基準書（以下「選定基準書」という。）
- ケ 地方自治法（抜粋）（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（抜粋）（昭和22年政令第16号）、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（抜粋）、特定非営利活動促進法（抜粋）（平成10年法律第7号）、高知市市民活動サポートセンター条例（平成11年条例第18号）、同条例施行規則（平成11年規則第41号）、高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第69号）、同条例施行規則（平成17年規則第126号）、高知市指定管理者審査委員会条例（平成27年条例第25号）、同条例施行規則（平成27年規則第22号）
- コ 高知市役所（たかじょう庁舎）消防計画
- サ 高知市公の施設に係る指定管理者公募説明会及び施設見学参加申込書（様式ア）
- シ 高知市公の施設に係る指定管理者指定申請に関する質問書（様式イ）
- ス 高知市公の施設に係る指定管理者指定申請辞退届出書（様式ウ）
- セ 高知市公の施設に係る指定管理者指定申請書（様式1）
- ソ 団体の概要書（様式2）
- タ 事業計画書（様式3）
- チ 高知市市民活動サポートセンターの管理運営に関する収支予算書（様式4-1）
- ツ 高知市市民活動サポートセンター令和○年度収支予算書内訳（様式4-2）
- テ 情報非公開希望申立書（様式5）
- ト 指定管理者の指定申請に関する誓約書（様式7）

ナ 公の施設の管理に係る協定の締結に当たっての個人情報の取扱いに係る安全管理措置に関する誓約書

10 公募説明会及び施設見学

申請方法、申請書類、管理運営業務、現場の状況等について説明会を開催します。出席は必須としますので、必ず参加してください。

- (1) 日 時 令和8年8月20日(木) 午後2時～4時(予定)
- (2) 場 所 高知市市民活動サポートセンター大会議室(たかじょう庁舎2階)
- (3) その他

ア 参加人数は、1団体2名までとします。

イ 次のとおり申し込んでください。連絡のない場合は、説明会への参加をお断りする場合があります。

(ア) 提出期間

令和8年7月22日(水)～8月19日(水)

ただし、窓口での提出は、土曜日、日曜日及び祝日法による休日を除きます。

(イ) 窓口提出時間

午前9時～正午、午後1時～午後4時30分

(ウ) 提出先

高知市市民協働部地域コミュニティ推進課

〒780-8571

高知市鷹匠町二丁目1番43号 たかじょう庁舎2階

FAX番号 088-824-9794

E-Mail kc-102000@city.kochi.lg.jp

担当者 久保 加奈子、林 奎吾

(エ) 提出書類

高知市公の施設に係る指定管理者公募説明会及び施設見学参加申込書(様式ア)

(オ) 提出方法

窓口での提出又はFAX若しくは電子メールによる提出とします。

11 質問の受付等

(1) 提出期限

令和8年8月20日(木)～8月26日(水)

ただし、窓口での提出は、土曜日、日曜日及び祝日法による休日を除きます。

(2) 窓口提出時間

午前9時～正午、午後1時～4時30分

(3) 提出先

高知市市民協働部地域コミュニティ推進課

〒780-8571

高知市鷹匠町二丁目1番43号 たかじょう庁舎2階

F A X 番号 088-824-9794
E - M a i l kc-102000@city.kochi.lg.jp
担当者 久保 加奈子、林 奎吾

(4) 提出書類

高知市公の施設に係る指定管理者指定申請に関する質問書（様式イ）

(5) 提出方法

窓口での提出又はF A X若しくは電子メールによる提出とします。
電話及び口頭による質疑は受け付けません。

(6) その他

受け付けた全ての質問の内容及びその回答は、ホームページで公表します。

12 申請

(1) 提出期間

令和8年9月3日（木）～10月8日（木）

ただし、窓口での提出は、土曜日、日曜日及び祝日法による休日を除きます。

(2) 窓口提出時間

午前9時～正午、午後1時～午後4時30分

(3) 提出先

高知市市民協働部地域コミュニティ推進課

〒780-8571

高知市鷹匠町二丁目1番43号 たかじょう庁舎2階

担当者 久保 加奈子、林 奎吾

(4) 提出方法

窓口での提出又は一般書留若しくは簡易書留による提出とします。ただし、一般書留又は簡易書留で提出する場合は、提出期限の令和8年10月8日午後4時30分までに確実に提出してください。郵便事故等による紛失や遅配などについては考慮しません。

(5) 提出書類

申請に際し、次に掲げる書類（以下「申請書類一式」という。）を提出してください。
また、提出書類は、A4サイズとしてください。

ア 高知市公の施設に係る指定管理者指定申請書（様式1）

イ 団体の概要書（様式2）

ウ 事業計画書（様式3）

※ 別途、プレゼンテーション用の事業計画書の概要版を作成し、提出してください。
様式は任意のもので差し支えありませんが、A4版片面2ページ以内とします。なお、事業計画書の概要版は、原則として公表しますので、記載内容に留意してください。

エ 高知市市民活動サポートセンターの管理運営に関する収支予算書（様式4-1）

オ 高知市市民活動サポートセンターの令和○年度収支予算書内訳（様式４－２）

※ 指定期間中の年度ごとに作成してください。ただし、毎年度の収支予算書内訳が同じであれば１枚の提出で差し支えありません。

カ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

キ 当該法人の登記事項証明書

ク 国税及び地方税の滞納がないことを証明する書類〔未納のないことの証明。国税（税目は、法人税と消費税）・高知県税・高知市税（高知市に事業所を設置していない事業所は、本店の届出をしている自治体の証明）〕

ケ 貸借対照表、収支決算書その他財務の状況の概要が分かる書類

コ 情報非公開希望申立書（様式５）

サ 指定管理者の指定申請に関する誓約書（様式７）

シ その他申請に必要な書類

(6) 提出部数

申請書類一式は、正本を１部、副本を１５部の合計１６部提出してください。

(7) 注意事項

登記事項証明書、納税証明書等は、令和８年８月２０日以降に発行されたものに限り
ます。また、貸借対照表、収支決算書等は提出日の属する事業年度の直近３年間分を提出してください。

13 選定方法

(1) 書類審査

提出された指定申請書等により参加資格要件等に関する書類審査を行います。なお、必要に応じてヒアリングを行う場合があります。ヒアリングを行う場合は、別途連絡します。

(2) 指定候補者の選定

提出書類の審査及びプレゼンテーションにより審査委員会が申請者の採点及び順位付けを行い、市は審査結果を踏まえ、指定候補者を選定します。なお、選定基準は、選定基準書のとおりです。

(3) 最低基準点

各審査委員の採点を合計し、総得点が配点合計の６割を超えない団体は指定候補者として選定しません。

(4) 指定候補者の決定

上記最低基準点を超える申請者のうち、合計得点が最も高い申請者を指定候補者とし、次に高い申請者を予備指定候補者とします。

なお、審査の合計得点が同点の場合は、提案された指定管理料の額が安価な申請者を高い順位とします。

また、提案された指定管理料の額も同額の場合は、くじにより決定します

(5) 予備指定候補者の繰上げ

指定候補者が管理運営業務を実施できない見込みとなった場合は、次の順位の予備指定候補者を繰り上げることとします。

14 選定結果のお知らせ

選定結果は、令和8年11月上旬（予定）に、申請者全員に対して、文書で通知します。

15 指定管理者の指定及び協定の締結

指定管理者の指定は、市議会の議決を経て行われます。指定管理者として指定された場合、実際の管理に当たっては、市と指定管理者は内容等について協定を締結します。協定は指定期間中の包括的な事項を定めた基本協定と、各年度の実施事項を定めた年度協定です。

基本協定と年度協定の内容は、高知市市民活動サポートセンター管理運営に関する基本協定書（案）及び高知市市民活動サポートセンター管理運営に関する年度協定書（案）を参照してください。

16 その他注意事項

(1) 審査委員会委員との接触の禁止

申請者及びその関係者は、本募集要項の公表から指定期間の始期までの間、審査委員会委員と本件選定についての接触を禁じます。

(2) 重複申請等の禁止

一の団体等が本件に関し、複数の申請をすることはできません。

(3) 申請に関する費用負担

申請に関する費用は、全て申請者の負担となります。

(4) 申請書類一式の著作権及び公表

申請書類一式の著作権は申請者に帰属します。ただし、市は、選定結果の公表等に必要な場合には、申請書類一式の内容を使用できるものとします。

(5) 申請書類一式の取扱い

高知市が受付した申請書類一式は、理由のいかんにかかわらず返却しません。

(6) 申請書類一式の変更

高知市が受付した申請書類一式は、原則として、追加、差替え等の変更は認めません。

(7) 申請辞退

申請者が申請を辞退するときは、必ず、窓口を高知市公の施設に係る指定管理者指定申請辞退届出書（様式ウ）を提出してください。

(8) 指定管理者の辞退

議会の議決により、指定候補者が指定管理者として指定された日以降に辞退することは、理由のいかんにかかわらず認めません。万一、辞退した場合、高知市が被った損害について賠償しなければなりません。

(9) リスクの分担

施設の管理運営に伴うリスク分担については、リスク分担表に定めるとおりとします。

(10) 指定管理者の準備

指定管理者は、協定期間の開始前に管理運営に必要な準備を、自らの費用負担により行うこととします。

(11) 申請書類一式の公開

公の施設の管理は高い公共性を有することから、指定管理者の選定過程及び選定理由について、本市は説明責任を負うこととなります。そのため、高知市行政情報公開条例（平成 12 年条例第 68 号）に基づく公開請求があった場合には、申請書類一式は、対象文書として原則公開することとなります。

一方、事業を営む上で、権利、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認めるに足る合理的な理由がある情報は、同条例第 9 条第 3 号の規定により非公開とする場合があります。

申請書類一式において、当該規定適用により非公開とすることを希望する部分がある場合は、情報非公開希望申立書（様式 5）により、該当部分と公開により正当な利益を害すると認められるに足る合理的な理由をできるだけ具体的に明示してください。

情報公開請求があった場合には、提出のあった情報非公開希望申立書を参考に、同条例に基づき公開・非公開の判断を本市が行うこととなります。

なお、非公開を希望する部分がない場合でも「該当なし」と記載し、当該申立書は必ず提出してください。

(12) 公の施設の管理に係る協定の締結に当たっての個人情報の取扱いに係る安全管理措置に関する誓約書の提出について

基本協定締結までに、高知市市民協働部地域コミュニティ推進課へ提出してください。提出方法等については、同課から連絡します。

17 窓口

高知市市民協働部地域コミュニティ推進課

〒780-8571

高知市鷹匠町二丁目 1 番 43 号 たかじょう庁舎 2 階

電話番号 088-823-9080

FAX 番号 088-824-9794

E-mail kc-102000@city.kochi.lg.jp

担当者 久保 加奈子、林 奎吾